



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	フランスにおける選挙に関する世論調査の規制 - 1977年7月19日法の制定と運用 -
Author(s)	中村, 睦男; NAKAMURA, Mutsuo
Citation	北大法学論集, 33(6), 143-173
Issue Date	1983-03-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/16424
Type	departmental bulletin paper
File Information	33(6)_p143-173.pdf



フランスにおける選挙に関する世論調査の規制

——一九七七年七月一九日法の制定と運用——

中 村 睦 男

目 次

- はじめに
- 一 一九七七年七月一九日法の制定
 - 二 一九七七年七月一九日法の内容
 - 三 一九七七年七月一九日法の運用
- おわりに

はじめに

わが国においても、選挙に際し新聞社や放送局が行う選挙に関する世論調査および世論調査の結果に基づく選挙予測の公表が、実際の選挙に影響を及ぼすか否かの問題は、一九七九年一〇月の衆議院議員総選挙の際に特に問題になった。すなわち、一九七九年総選挙の際、新聞各社の事前予測はおおむね「自民党が安定多数を確保するだろう」ということであったが、結果は同党が公認候補当選者数で単純過半数を割り込むという敗北を喫し、新聞各社の党派別獲得議席の予測、選挙区別の情勢報道が選挙結果と大幅に食い違ったことから、「事前の議席予測や選挙区情勢の報道は、有権者や候補者陣営、ひいては選挙結果に与える影響が大きいこと、有権者の価値観が多様化し無党派層が増えているという状況の中で、投票日の十日ないし一週間前、『投票する候補』の挙名率が都市部などでは低いことが避けられない時点で調査をし、それをもって全体を予測することに無理があること、世論調査方式による投票行動の捕捉には限界があること、これらの理由から事前の選挙結果予測はやめるべきだ」という批判が出された

のである。⁽¹⁾

ついで、一九八〇年六月に行われた衆参同日選挙の際は、前年の総選挙時の議席予測の失敗を教訓として、各新聞社とも、選挙予測の報道に慎重な配慮をし、読売新聞では、一面に囲い記事で「有権者の判断や投票行動に強い影響を及ぼす恐れのある従来の『党派別議席予想』の一覧表は見合わせることにしました」と、読売新聞社の報道の方針を明らかにして、従来一面のトップ記事にあわせて掲載したような党派別獲得議席の予測の数表はやめており、朝日新聞は、これまで一面に掲載していた党派別議席予測の表を三面に移し、「推計当選者数」として党派別により幅をもたせた表と、「どう動くか投票行動 首相の急死、微妙な影響」という見出しで調査結果に関する解説記事を掲載しており、毎日新聞は、従来通り一面に衆参両選挙の当選者推定数の表を載せたが、「投票率も影響」という見出しで調査結果に関する解説記事を併載したのである。⁽²⁾

フランスにおいては、世論調査の公表が有権者の投票行動に影響を与えることは、民主主義の観点から好ましくないものと考えて、選挙運動期間中の世論調査の公表を禁止すること、および世論調査の質を確保するために世論調査の実施および販売を委員会

よって、規制することを内容とする法律を制定することによって、選挙に関する世論調査の規制をはかった点において、比較的にみても大きな特色を有しているのである。本稿は、選挙に関する世論調査を規制するために制定された一九七七年七月一九日⁽³⁾の立法過程を検討するとともに、まだ法律が施行されてから僅かの期間しか経過していないが、同法の運用の実態をみようとするものである。

(1) 加藤博久『衆参同日選挙の多角的分析』政治広報センター(一九八〇)一七八―一七九頁。同じく、一九七九年総選挙の選挙予測の外れと選挙への影響の問題に触れるものとして、石川真澄「意識変化を示す予測外れ―信念投票から情報利用へ」朝日新聞選挙本部編『選挙大観―第35回総選挙』朝日新聞社(一九八〇)一五一―一六頁、新井久爾夫「有権者は投票態度を変えた―第35回衆議院総選挙を分析する」文研月報一九八〇年三月号―一九頁。なお、新井論文は、自民党が苦戦したのは、主に不正経理問題に大都市の有権者が敏感に反応した結果であり、「有権者は、予測報道に動かされたと言うよりは、選挙戦の最中に明るみに出た政治問題―不正経理問題に反応して急速に投票態度を変えていったのである」(一九頁)と結論づけている。

(2) 加藤・前掲書一八二―一八五頁。新井久爾夫「転回した有

権者の政治意識―衆参同時選挙世論調査の分析」文研月報一九八〇年一月号五―七頁は、一九八〇年選挙において、予測報道の影響は小さいものとしている。

(3) わが国では、成田憲彦「選挙に関する世論調査の出版及び放送に関する法律」外国の立法一七巻四号(一九七八)一四五―一五〇頁が、一九七七年七月一九日法の紹介と条文の翻訳を行っている。本稿の作成にあたって、特に条文の翻訳について右の論文を参照しており、また、筆者の成田氏からは「北大立法過程研究会」の研究に協力を受けていることに感謝の意を表したい。

なお、本研究は、昭和五六年・五七年度科学研究費の交付を受けた「選挙法の立法過程に関する実証的比較法的研究」の一環として行われたものである。

一 一九七七年七月一九日法の制定

(1) 一九七二年の元老院における法律案の可決

(イ) 前 史

フランスの政治舞台に世論調査が登場してきたのは、一九六五年の大統領選挙であり、その時の成功が世論調査に疑いなく権威を与えたものとされている⁽¹⁾。しかし、有権者の投票の意図を調査することは、殆んど神聖な領域と考えられている一般意思の形成

料の領域に科学的調査を介入させるものであるから、民主主義の観点からの疑問が提出されたのである。世論調査批判の先端を行く

議論は、一九七二年九月五日および六日の『ル・モンド』紙に発表されたアカデミー・フランセーズ会員のモーリス・ドリュオン

(Maurice Druon)氏の論文である。この論文は、『世論調査について』という表題で、九月五日号には、『世論操作』という副題

が、九月六日号には、『民主主義の汚染』という副題が付けられている。⁽²⁾この論文のなかでドリュオン氏は、まず、「市民が完全に

に独立して自己の判断を形成しうることを、そして、投票は自己の尊厳を肯定する行為であるから、尊厳を伴うことが肝要」であり、「さもないと、権力の設定を構成する同意が価値のないものになる」ことを指摘し、つぎに、世論調査は、「その擬似科学的側面にも拘らず、または擬似科学的側面により、最も危険な弊害の一つであり」、「民主主義の魂を変質させる危険性のある弊害である」と評価し、さらに、選挙前の世論調査は効果が特に有害になりうる領域におけるものであることを明らかにして、最後に、「世論調査は民主主義の汚染である」ことから、法律による規制の必要性を喚起したのである。

(d) 法律案の提出

元老院では、一九七二年一月に、民主左派に所属するデリイ(Delors)議員およびパム(Pams)議員によって、「選挙運動期間中における一定の世論調査の出版及び放送を禁止する」法律案が提出された。⁽³⁾この法律案の内容は、第一条「選挙法典(Code électoral) 第一七〇条の後に、『選挙運動の開始から選挙の最終結果の宣告までの間、いかなる方法によってであれ、選挙と関係のあるあらゆる世論調査の結果を出版し、又は放送することは禁止される。ただし、この禁止は、各投票の結果の速報を与えることを

目的とし、かつ、最終投票所の閉鎖と投票結果の宣告との間に実施される世論調査には適用しない。』と規定された新しい一七〇条の一を加える。」、第二条「選挙法典一七一条に、『及び一七〇条の一』という文言が加えられる。』というものであった。この法律案の提案理由は、「提案理由書」(Exposé des motifs)によると次のようにまとめることができる。

第一には、選挙戦中における世論調査の公表がもたらす弊害の認識である。まず、世論調査の結果の公表が実際の投票に影響を与えた例として、一九七〇年のイギリスの総選挙と一九七二年四月二三日に行われた拡大ECに関するフランスの国民投票をあげ

げ、イギリスの総選挙では、すべての新聞がウィルソン (Wilson) 有利としていたために、浮動票がヒース (Heath) に流れて逆転したと、フランスの国民投票では、賛成多数という予測が、多数の有権者を棄権させ、または、国民投票の対象となった問題とは全く関係ない要求の意思表示として反対させたことが指摘されている。⁽⁴⁾ さらに、世論調査の弊害として、フランスの新聞に最近発表された世論調査の結果には全く矛盾したものがあり、これは有権者に対して世論調査の公正さに対する疑いを生ぜしめていることがあげられている。

第二には、以上のような弊害をもつ世論調査は、「真正な民主主義の実施に特に有害」であり、投票の意図に関するパーセンテージの公表は、「有権者の最終決定に無視できない役割を果し、投票の自由の原則じたいを侵害する危険性がある」ということである。第三には、世論調査を実施する自由を侵害しないために、調査結果の出版と放送のみを禁止したことである。

(イ) 立法委員会報告

デリュイおよびパム議員によって提出された法律案は、元老院の「憲法・立法・普通選挙・命令および一般行政委員会」(Commiss-

sion des lois constitutionnelles, de legislation, du suffrage universel, du règlement et d'administration générale) に付託された。ピエール・マルシヤー (Pierre Marcihac) による委員会報告は、本法律案に賛成の結論を出した。⁽⁵⁾

委員会報告は、まず、世論調査の技術は、誤りがむしる例外であるほど改善されてきており、また、世論調査は定着しているの
で、これを廃止することは考えられないことを指摘する。しかしながら、投票の意図や質問への回答のパーセンテージの公表は、推進ないし反撥の効果を有し、いずれにせよ、「一定の世論形成の付和雷同的性格 (caractère prégnant) を増大させて、民主主義が強化されるということはない」のであり、「民主主義の本質は、各市民によって自由でかつ意識的に論争された個人的選択の集団的結果であるべき」として、民主主義の観点から、世論調査が批判されたのである。

なお、世論調査結果の公表を禁止する期間については委員会においても見解が分かれ、例えば、投票日の一週間前という考え方も出されたが、期間を何日にするかは恣意的になるとい理由で、結局、委員会としては選挙戦の全期間というデリュイおよびパムの原案に賛成したのである。

一九七二年二月一九日の本会議で、本法律案が審議された。

まず、一般討議では、委員会を代表してマルシラーが報告者になり、委員会報告の線に沿って報告した。⁽⁶⁾ ついで、政府を代表してルネ・プレヴァン(René Pleven)司法大臣がこの法律案に賛成の意見を表明した。一般討議はその他の発言者がなく終了した。

ついで、逐条審議に移り、第一条について、本法律案の提案者の一人であるデリイが、『選挙運動の開始から』という文言を、『政府が投票期日を公表した日から』という文言に代える修正案を提出した。⁽⁷⁾ しかし、立法委員会の報告者であるマルシラーは、個人的見解として、世論調査の公表を禁止する期間を殆んど無限に延長する修正案は、選挙法典に挿入すべき規定ではなく、むしろ、一八八一年の出版法に挿入すべきものであり、しかも、禁止期間をこのように漠然と延長することは出版の自由の原則に違反するものであるから、反対である旨の意見を述べ、プレヴァン司法大臣も個人的見解として、マルシラーの意見に賛成したので、デリイは修正案を撤回した。⁽⁸⁾

最後に、法律案全体が投票に付され、投票総数二七七票全部が賛成票で、本法律案は元老院において満場一致で可決されたので

(6)

(1) Pierre Avril, Le droit des sondages, Mélanges offerts au Professeur Robert-Edouard Charlier, Service public et libertés, Éditions de l'Université et de l'enseignement moderne, 1981, p. 688.

(2) Le Monde, 5 et 6 septembre 1972.

(3) J. O., Documents, Sénat, n° 83 (1972—1973).

(4) 一九七二年の拡大ECに関する国民投票については、中木康夫『フランス政治史』未来社(一九七六)二八〇頁。

(5) J. O., Documents, Sénat, n° 150 (1972—1973).

(6) J. O., Débats, Sénat, 19 décembre 1972, p. 3246—3247.

(7) Ibid., p. 3247.

(8) Ibid., p. 3248.

(9) Ibid., p. 3248.

(2) 一九七四年の大統領選挙と世論調査

一九七四年四月にポンピドゥー(Pompidou)大統領が死亡した後をうけて、五月五日および一九日に行われた大統領選挙において、世論調査の影響が大きな問題になった。与党側では、複数の有力者が立候補の意思表明をし、第一回投票でも、独立共和派の

ジスカール・デスタン (Giscard d'Estaing) とドゴール派のシャバン・デルマス (Chaban-Delmas) という有力二候補者が、左翼のミッテラン (Mitterrand) と実質的に争ったのである。⁽¹⁾ ドゴール左派のエドガー・フォール (Edgar Faure) が途中で立候補を辞退したのは、四月九日の IFOP の世論調査がフォールに六パーセントの支持率しか与えなかったことによるものとされており、また、シャバン・デルマスとジスカール・デスタンとの対比で、シャバン・デルマスの地位が急速に後退したのにも世論調査が影響を与えたことが指摘されている。⁽²⁾ 四月九日から五月三日までの IFOP の七回の調査で、ミッテランは、四〇パーセントから出発して、四二パーセント付近を前後し、最後には四五パーセントであったが、シャバン・デルマスとジスカール・デスタンを対比すると、最初は、二九パーセント対二七パーセントでシャバン・デルマスが優位を示していたのに対して、四月二日には、二三パーセント対二六パーセントに、四月二四日には、一八パーセント対三一パーセントになり、五月三日には、一五パーセント対三〇パーセントという形で逆転していったのである。⁽³⁾

世論調査に対して、大統領代行のポエール (Poher) は、『フランス・ソワール』紙に対して、投票の前日に、最後の世論調査結

果を公表しないように要求した。⁽⁴⁾

このような経験を踏まえて、一九七四年六月二〇日の全国選挙運動規制委員会 (Commission nationale de contrôle) の報告は、世論調査の問題にも触れ、まず、「世論調査の実施が選挙においてしだいに大きな地位を占めてきている。今回の大統領選挙の場合ほど、フランスで選挙戦の展開に対して世論調査の影響が感じられたことはかつてなかったことである」ことを指摘してから、「選挙戦の展開が一定の候補者の犠牲のうえに平等に反する方向で害される性質のものであることを強調」して、政府の注意を喚起し、投票日の前日に大統領代行がとった禁止措置以上の措置をとりうるか否かを問い、そして結論として、「一般化した禁止または規制は立法の介入を必要とする」ことと、委員会としては、世論調査のコントロールが、選挙運動の全期間を通じて行われることが必要と考えることを明らかにした。⁽⁵⁾

大統領選挙の適法性を監視する憲法院は、一九七四年五月二四日に出した宣告 (Déclaration) のなかで、世論調査についても次のように言及し、立法の必要性を示唆した。⁽⁶⁾

「一九七四年の大統領選挙戦中に実施され、公表された世論調査は、新聞、ラジオおよびテレビによる大統領選挙の解説におい

料
て重要な位置を占めていた。このような状況は、疑いもなく一つの問題を提起している。

資
調査が実施され、その結果が公表される条件は、市民の選択が候補者の各々のチャンスの誤りうる評価によって影響されることを避ける性質をもった職務規約 (code de déontologie) の対象となることが適当である。

この点について、解決策を提案することは憲法院の権限に属することではない。しかし、憲法院がその存在を認識している問題が、選挙期間中における世論調査実施の真の規約の作成に到達するための、深められた検討の対象になることを示唆することは許されるのである。」

- (1) 一九七四年の大統領選挙については、中不・前掲書三一四—三二四頁、Jacques Chapsal, *La vie politique sous la Ve République*, P. U. F., 1981, p. 509—528.
- (2) P. Avril, *op. cit.*, p. 689.
- (3) J. Chapsal, *op. cit.*, p. 522.
- (4) P. Avril, *op. cit.*, p. 689.
- (5) Notes et Etudes Documentaires, n° 4201—4202—4203, Textes et documents relatifs à l'élection présidentielle des 5 et 19 mai 1974, La documentation française, 1975,

p. 138.

(9) *Ibid.*, p. 117.

(3) 一九七七年の国民議会における諸法律案の提出

(1) ローラン案

ローラン (Roland) 議員によって提出された「国民議会、県会及び市町村会の選挙に先行する一月間、世論調査の出版及び放送を禁止するために、選挙法典を補完する法律案」⁽¹⁾ は、次のような内容のものである。

「選挙法典し五二条の一の後に、以下のようなし五二条の二が挿入される。

し五二条の二『選挙の最終的結果の宣告に先行する一月間、いかなる方式であれ、選挙に関連するあらゆる世論調査の結果を出版し又は放送することは禁止される。

前項の規定に違反する者はすべて、五千フランないし一万八千フランの罰金に処す。』

この法律案は、一九七二年に元老院で可決された法律案とたいして異ならないが、世論調査禁止の対象となる選挙が、国民議会選挙のみならず、県会および市町村会選挙にも拡大されている

点、および投票日の夕方に実施する調査を禁止の対象から除外して、いない点において異なっている。

(四) ロリオール案

ロリオール (Lauriol) 議員によって提出された「選挙期間中における世論調査の公表を規制する法律案」⁽²⁾は、次のような内容のものである。

第一条「大統領、国民議會議員、元老院議員、県會議員及び市會議員の選挙のためのあらゆる選挙運動の開始と、選挙の最終的結果の公式発表日の間、世論調査の公表はすべて、新聞又は放送によるのであれ、公開又は他の方法によるのであれ、禁止される。」

第二条「第一条で定められたあらゆる選挙運動の開始の一四日前と、開始日の間の期間中、第一条で定められたすべての世論調査の公表は、以下のことを知らせなければならない。

- 質問票全体
- 被調査者数
- 被調査者の地理的及び職業的分布
- 調査機関名及び調査実施者名

— 調査を要求した人又は法人、必要があればその政治的所属

— 調査機関により直接又は間接に締結され、公表された調査と直接的又は間接的關係を持ちうる契約」

第三条「第二条で定められた期間中、あらゆる調査の公表は、題名、解説又は他の方法によるあらゆる評価を排除して、同条に列挙した事柄に限定されなければならない。」

第四条「本法の規定に対する違反はすべて、一万フランないし五万フランの罰金に処せられる。

第一条及び第二条に定められた期間中の第一回目の累犯の場合、罰金は五万一千フランないし一〇万フランになる。

同上期間中の二回目の累犯は、五日ないし三〇日の禁錮、前項に定められた罰金、又はこれら二つの刑罰のいずれかに処せられる。」

ロリオール案は、すべての選挙に関する世論調査を対象とし、時期を二つに分け、選挙運動開始と選挙結果の発表の間の時期については、選挙に直接または間接に関連するあらゆる世論調査を禁止し、選挙運動開始前の一四日間の時期には、記載事項を定め、かつ、解説等による評価の対象としないという条件で公表が認められることになっている。

料 (イ) スーステル案

スーステル (Soustelle) 議員によって提出された「世論調査を規制する法律案」⁽³⁾は、次のような内容になっている。

第一条「選挙期間外に公表されるすべての世論調査は、以下の事項を明確に記載しなければならない。

— 調査研究所又は機関名、理事長及び副理事長の名前、理事会の構成

— 調査が実施された期日

— 抽出標本の性質、性別、職業別及び他の使用された基準による構成

— 被調査者数」

第二条「選挙運動の開始から最終結果の宣告までの間、いかなる手段によるのであれ、当該選挙に関連を有するあらゆる世論調査の結果を出版し、又は放送することは禁止される。

ただし、この禁止は、各投票結果の速報を与えることを目的とし、かつ、最終投票所の閉鎖と結果の宣告との間に実施される調査には適用されない。」

スーステル案は、選挙運動期間中と期間外に分け、期間外においては、一定の記載事項を義務つけて公表を認め、期間中において

ては、投票終了後の投票日に行われる例外を除いて公表を禁止するものである。

(ニ) ゲルムール案

ゲルムール (Germeur) 議員他一一九名の議員により提出された「政治的性格を有する世論調査の義務に関する法律案」⁽⁴⁾の内容は、次のようになっている。

第一条「政治的性格を有する世論調査は、民主国家における国民の情報に協力する。

本法は、世論調査の実施によって現実化され、かつ、市民の選択の自由を侵害する危険性のある濫用・慣行又は操作から市民を守ることを目的とする。」

第二条「政治的性格又は選挙若しくは政治的投票と関連を有し、かつ、出版又は放送の対象となる世論調査及び投票予測 (opérations de simulation ou d'estimation) は、本法の規定に服する。」

第三条「前条で規定した調査および投票の実施は、以下の職務上の原則を遵守しなければならない。

— 調査は、完全な独立性及び厳格な政治的中立性の尊重において

て行われる。

―調査は、資格のあるスタッフの協力によって、科学的に試験された技術及び方法に基礎を置いている。

―調査は、その実施時期の世論の状態に関する情報として常に提出されなければならない。

―世論調査からなされる投票予測はすべて、世論調査の結果と区別して提出されなければならない。

―世論調査又は投票予測の結果は、次の情報を伴わなければならない。

- ・ 作業を指揮した人又は法人の名前
- ・ 調査日
- ・ 調査標本の範囲と構成
- ・ 質問票の全文
- ・ 各質問ごとに回答しなかった者の比率

第四条「本法の第二条で規定された調査の結果をいかなる手段によってであれ出版し、又は放送する人又は法人はすべてその出版又は放送に、調査が実施された条件を明確にする表示を伴わせなければならない。

調査を実施した機関の責任の下で作成されたこれらの表示は、

特に次のようなものである。

―調査を実施した機関名及び後記第六条の適用によりなされた誓約の記載

―調査の対象及び、場合によっては、調査から公表された間接的結果を引き出すために利用した方法

―調査実施日

―被調査者数、被調査者を選択し、質問した方法

―公表した数字の解釈の限界

―調査を指揮した人又は法人及び調査の費用を負担した人又は法人の名前

出版による場合、調査機関によって明確化された条件において及びその責任の下で、上記の情報が、場合によっては、公表された結果の理解に有用な技術的解説を付して明示されなければならない。

視聴覚の手段による放送の場合、解説者は、上記の表示を説明しなければならない。

すべての結果の出版又は放送は、対応する質問の全文及び回答しなかった者の比率を直ちに伴わなければならない。

出版又は放送機関の解説は、調査結果じたいと明確に区別され

料 なければならぬ。

調査結果の出版又は放送は、世論に影響を与える目的で、故意に延期したり又は分割してはいけぬ。」

第五条「前二条で規定された原則は、本法の第七条に規定された全国世論調査委員会によって作成され、認可に付される職務規約 (code de deontologie) によって明確化され、補完される。」

本法の対象となる調査結果がすでに出版又は放送されている場合に、職務規約は、前条で規定された原則のあるもの、及びそれが定める規則が適用できないこと、又は、出版若しくは視聴覚放送の異なった手段に固有の性格に適合させることを特に予め規定できる。

職務規約は同様に、本法に服する調査の販売契約のなかに義務的に盛り込むべき条項を定めることができる。」

第六条「本法に服する調査を実施する人又は法人はすべて、前記第五条に規定された職務規約を遵守する明白な誓約書に署名しなければならぬ。」

何人も、前項に規定する誓約書が署名されない場合に、本法に服する調査の結果を出版又は放送できない。」

第七条「司法大臣のもとに、次の九名の構成員で構成される全

国世論調査委員会が設置される。

― 新聞社及び放送局によって選任される報道機関の代表三名

― 世論調査機関によって選任される世論調査機関の代表三名

― 破毀院判事一名、会計検査院検査官一名及び委員長になるコ

ンセイユ・データ評定官一名

本法の第八条及び第九条によって委員会に付与された権限の行使については、破毀院判事、会計検査院検査官及び委員長のみが発言権を有する。

委員会の構成員は職業上の秘密に拘束される。」

第八条「全国世論調査委員会は、本法及び職務規約によって定められた世論調査の実施及び発表の規則の遵守を監視する。」

委員会は、これらの規約違反が存在する場合すべての利害関係者によって付託される。

委員会は、委員会に提出された申立の受理及び理由を審理する報告者を任命できる。報告者は職業上の秘密に拘束される。報告者は、調査の実施に使用されたすべての文書並びに総合報告の提出を受けうる。

委員会は、調査の実施又は発表の責任者の聴聞の後にその結論を発表し、それを関係者に通知する。」

第九条「全国世論調査委員会は、前条に規定された結論、又は委員会が必要と考える要点を公表できる。

この公表は、世論調査結果又は投票予測の全部又は一部を出版又は放送した報道機関において確保される。委員会はこれらの機関を選任する。

本法又は職務規約によって定められた規則に違反した場合において、公表は、違反の責任者の費用でなされる。

本条の適用により委員会によってなされた決定は、関係者に遅滞なく通知される。」

第一〇条「本法に服するすべての調査の実施及び公表は、国民投票、大統領選挙又は選挙法典の対象となる一の選挙の第一回投票の前の水曜日の夜中の一二時から、及び第二回投票前の一週間禁止される。これら二つの場合に、禁止は投票結果の宣告まで適用される。

ただし、この禁止は、投票結果の速報を与えることを目的とし、かつ、本土における最終投票所の閉鎖と投票結果の宣告との間に出版又は放送される調査には適用されない。」

第一条「本法律の規定の違反は、選挙法典し九〇条の一に規定された刑に処せられる。」

第二条「本法律の適用の条件は、必要に応じて、コンセイユ・データの議を経たデクレによって定められる。」

このゲルムール案は、国民議会議長のエドガー・フォール(Edgar Faure)によって推進された与党の議員検討グループが一九七六年六月以来検討を加えたものであり、その内容も十分練られたものになっている。議員検討グループの作業は、まず、世論調査の実施または公表に直接携わっている者の意見を聴聞し、ついで、新聞社や放送局の責任者、政治社会学の専門家および各党の議員団長と意見交換を行ってなされたものである。

ゲルムール案の基本的な考え方は、第一に、「全選挙運動期間中の禁止は、たんに有害であるばかりでなく、完全に効力のないものであること」であり、第二に、「選挙における市民の選択を混乱させ、かくして市民の自由を侵害しうる濫用および操作から市民を保護することが適当であること」である。その結果、世論調査の公表が禁止されるのは、投票日前の水曜日の夜中の一二時、すなわち、投票日の三日前からに限定されているのである(第一〇条)。さらに、世論調査の質を確保し、その弊害を防止するために、コンセイユ・データ評定官を長とし、世論調査機関および報道機関の代表者、破毀院判事および会計検査院検査官によって構成

料 された全国世論調査委員会が設置され、この委員会が職務規約 (code de déontologie) を作成して、その規定の遵守を監視することによって、刑罰による制裁を最後の手段としているのである。

- (1) J. O., Documents, A. N., n° 2790 (1976—1977).
- (2) J. O., Documents, A. N., n° 2791 (1976—1977).
- (3) J. O., Documents, A. N., n° 2854 (1976—1977).
- (4) J. O., Documents, A. N., n° 2896 (1976—1977).

(4) 一九七七年の議会における審議

(イ) 国民議会立法委員会の報告

一九七二年に元老院で可決された法律案と新たに国民議会に提出された四つの法律案は、国民議会の「憲法・立法および共和国の一般行政委員会」(Commission des lois constitutionnelles, de la législation et de l'administration générale de la République) に付託された。この立法委員会は、ロリオール (Lauriol) が報告者になり、委員会の報告は、一九七七年六月二二日に配布された。

立法委員会の報告は、まず、「何故世論調査を規制するのか」

という表題の下で、立法の必要性を説明している。報道の自由との関係では、世論調査が選挙戦の道具となっている時に、候補者の平等な競争を確保するためにそれに規制を加えることは自由の侵害にならないと反論し、他方、民主主義の観点から、世論調査の公表の影響が、付和雷同の性格を有し、自由主義的・個人主義的民主主義に反するものとしている。また、ジャーナリストの職業の自己規律によらず、立法を必要とする理由として、世論調査機関として、バリで三〇〇、フランス全体で四〇〇ないし五〇〇存在し、なお選挙時に新しい機関が誕生することをあげている。

立法委員会は付託された法律案のうちでも、特にゲルムール案を基礎にして、委員会案を作成した。この委員会案が若干の修正を受けて法律になるのである。

(ロ) 国民議会の第一回審議

一九七七年六月二八日の国民議会本会議において、一九七二年に元老院で可決された選挙期間中の世論調査の禁止に関する法律案の審議が行われた。

一般討議において、まず、立法委員会を代表して、報告者のロリオールが委員会の立場を明らかにした。⁽¹⁾ロリオールは、委員会

案は、委員会に付託された、一九七二年に元老院で可決された法律案、国民議会に新たに提出された四つの法律案の総合の結果として委員会が作成したことを説明してから、問題点として、世論調査の規制の問題と、選挙期間中の世論調査の公表の禁止の問題という二つがあることを明らかにした。第一に、世論調査の規制については、全国世論調査委員会の設置が要点になっており、独立性をもった全国世論調査委員会が、選挙に関する世論調査に適用される規則を作成し、規則の適用を審査し、結果の公表を行うことであり、この点については、ゲルムール案を受けついでいるのである。第二に、選挙期間中の世論調査の公表の禁止については、元老院で可決された法律案が投票日前二〇日間、ローラン案が投票結果の発表前一月間、ロリオール案とスーステル案が選挙運動期間中、ゲルムール案が第一回投票前の三日間となっているところ、委員会は妥協的に平均をとって、二週間という期間にしたのである。

② ついで、ゲルムール議員がゲルムール案の考え方を説明してから、社会党のフランシス・リーンハルト (Francis Leenhardt) は、六月一七日の『ル・モンド』紙に発表されたパリ大学のデュヴェルジェ教授の論文の一節、すなわち、「もし政府がその多数

派によって世論調査の使用を制限する法律を可決させることに成功したら、その法律を憲法院に提訴するための六〇名の国民議会議員または六〇名の元老院議員が十分存在し、憲法院は、結社の自由の擁護において示したのと同様の厳格さを報道の自由の擁護においても表明することを期待できる」を引用し、憲法院への提訴を予告して、世論調査の公表の禁止に反対の意向を表明し、⁽³⁾ 共産党のルシアン・ヴィラ (Lucien Vila) は、「すべての禁止措置が表現の自由および報道を受ける権利 (droit à l'information) への障害になる」という観点から同じく反対し、⁽⁴⁾ 中道派のウジエース・クロード・ディユスルブチ (Eugène Claudius-Petit) は、同じく反対の立場を明らかにし、ゲルムール案の共同提案者の一人として自分の名前が記載されているのは、印刷の誤りで自分は署名していないことを明らかにした。⁽⁵⁾

政府を代表して司法大臣のアラン・ペルフィット (Alain Peyrefitte) が発言し、元老院で可決された案が、一定期間における世論調査の公表を単純に禁止し、問題の一部しか解決しないのに対して、委員会案は、世論調査の実施と公表に関する真の行為準則を作成することによって、世論調査の質を確保しようとするもので、元老院で可決された案より著しく良いものであるから、政

料 府は、当初考えていた政府法案の提出を断念した旨を明らかにした。⁽⁶⁾ さらに、リーンハルトの提示した報道の自由からの憲法論に対しては、「選挙人の投票の自由の原則」という、もう一つの

憲法上の価値を有する原則の優位という観点から反論している。

逐条審議は、元老院で可決された案に基づいて、立法委員会の報告者であるロリオールが委員会案を各条ごとに修正案として提出し、さらに、その委員会案に再修正案が提出されるという形を基本にして進められた。本会議の逐条審議で問題になった大きな点は次のとおりである。

第一に、リーンハルトおよび社会党・急進党左派議員団のメンバーから、委員会案に対する対案という形で修正案が出されたことである。⁽⁷⁾ この修正案は、世論調査の公表の際に、①被調査者数、その年齢、標本の地理的・社会学的特色、実施日、質問票の全文、質問ごとの無回答者の比率、調査の購入者の名前の表示を伴った調査証明書、②世論調査の真正さを保証し、公表した新聞社の手許に、調査の細かな結果を各人が調べることを可能にする書類を置く調査機関の証明書を記載することを義務づけ、もし新聞社がこれら二つの記載をしない場合に、調査機関に反論権を与えるというものであった。しかし、この修正案に対しては、立法

委員会の報告者のロリオール、政府を代表して司法大臣ともに、委員会案の全体を否定するものとして反対し、結局、社会党の修正案は否決された。

第二には、元老院で可決された案の第一条にある世論調査の公表が禁止される期間である。⁽⁸⁾ 元老院で可決された案は、「選挙運動の開始から」で、実際は二〇日前からであるのに対して、委員会修正案が二週間前であり、政府提出の再修正案が一週間前、ウィラ議員提出の修正案は前日であった。どの案から、どういう形で表決に付すかが議論になったが、結局、原案である元老院で可決された案に最も遠い案であるウィラ修正案から表決され、ウィラ修正案、政府再修正案および委員会修正案がすべて否決された。そして、細かな字句の修正案を可決してから、元老院で可決された案の第一条が表決に付されたが、これも否決された。結局、選挙期間中の世論調査の公表の禁止という点では多数は意見を一致させていたが、その期間についての合意が得られず、それぞれの案を表決したため、全部否決するという結果になったのである。法律案全体としては、選挙運動期間中の世論調査の公表禁止の点を除いて、委員会案が基本的に維持され、最終的に、法律案全体が可決されたのである。⁽⁹⁾

(9) 元老院の第二回審議

国民議会で六月二八日に可決された修正案は、元老院に送付され、元老院は六月三〇日に第二回審議 (deuxième lecture) を行った。元老院の第二回審議の中心的な問題になったのは、一九七二年に元老院が可決した選挙運動期間中の世論調査の公表禁止の条文を、国民議会が削除した点である。元老院立法委員会報告者のマルシラシーは、国民議会修正案にある、世論調査の職務規約の作成に関する第一章、第二章および第三章は、「三台の客車」であるが、「国民議会は、これら三台の客車を、機関車を取りはずして我々に送ってきた」と表現して、皮肉っている。⁽¹⁰⁾ さらに、マルシラシーは、第一章、第二章および第三章は、「付属物」(accessoires)であるから、一九七二年に元老院が賛成した主要部分たる第一条から討議するよう議長に要求した。

政府を代表して司法大臣のベルフィットも、元老院が可決していた法律案は、建物の二本の柱の一本を構成するもので、この柱の一本を再建するのに賛成であるという意見を表明した。⁽¹¹⁾

逐条審議では、最初に、国民議会が否決した第一条から審議が始められ、政府および元老院立法委員会から同一内容の修正案が提出された。⁽¹²⁾ この修正案は、選挙期間中の世論調査の禁止期間を

投票日前一週間とするものである。共産党のエレーヌ・エドリ

ヌ (Hélène Edeline) 議員から、修正案に反対で、国民議会での削除を支持する旨の発言があり、これに対して、マルシラシー

は、「共産党から今表明された態度は一九七二年に表明されたのと矛盾する」と指摘した。⁽¹³⁾ しかし、修正案は可決された。

その他の条文については若干の修正がなされ、法律案は全体として可決された。⁽¹⁴⁾

(10) 国民議会の第二回審議

元老院で六月三〇日に可決された修正案は、直ちに国民議会に送付され、同日、国民議会の第二回審議が行われた。ここでも中心的な問題になったのは、元老院で復活してきた選挙期間中の世論調査の公表禁止の問題である。

国民議会立法委員会の報告者であるロリオールは、委員会は、クロード・エヌスルプチから提案された廃止の修正案をかなりぎりの多数で退けてから、一週間の期間の禁止ということを決めたことを明らかにした。⁽¹⁵⁾

一般討議の後、逐条審議に移り、元老院で可決された法文に基づいて審議がなされた。投票日前一週間における世論調査結果の

料 公表を禁止した第一条について、クローディユス・ブチが同条を

廃止する修正案を提出した。本修正案の表決について、社会党および急進党左派議員団から記名投票の要求があり、記名投票の結果、投票総数四七三票、表明された投票 (suffrages exprimés) 数四七一票、賛成一九六票、反対二七五票で修正案は否決された。⁽¹⁶⁾

その他の条文についても、元老院から送付された条文が採択され、最後に法律案全体が表決に付され、共産党議員団と社会党・急進党左派が反対を表明し、二人の議員が棄権を表明して、その他多数によって可決された。⁽¹⁷⁾

- (1) J. O., Débats, A. N., 28 juin 1977, p. 4355—4357.
- (2) Ibid., p. 4357—4358.
- (3) Ibid., p. 4358—4359.
- (4) Ibid., p. 4359.
- (5) Ibid., p. 4359.
- (6) Ibid., p. 4359—4360.
- (7) Ibid., p. 4363.
- (8) Ibid., p. 4370—4371.
- (9) Ibid., p. 4372.
- (10) J. O., Débats, Sénat, 30 juin 1977, p. 1973.

(11) Ibid., p. 1974.

(12) Ibid., p. 1975.

(13) Ibid., p. 1975.

(14) Ibid., p. 1979.

(15) J. O., Débats, A. N., 30 juin 1977, p. 4548.

(16) Ibid., p. 4551.

(17) Ibid., p. 4551.

二 一九七七年七月一九日法の内容

(1) 法律の正文

一九七七年七月一九日法の正文は次のようになって⁽¹⁾いる。

「一定の世論調査の出版及び放送に関する一九七七年七月一九日法律七七一八〇八号

第一章 総 則

第一条 国民投票、大統領選挙及び選挙法典によって規制される選挙の一つ並びに欧州共同体議会の代表の選挙と直接又は間接に関係を有するすべての世論調査の出版及び放送は、この法律の規定によって規制される。

世論調査から作成される投票予測は、この法律の適用にあつた

つては、世論調査とみなす。

第二章 世論調査の内容について

第二条 第一条に定めるすべての世論調査の出版及び放送は、その調査を実施した機関の責任において作成された次の表示を伴わなければならない。

調査を実施した機関の名称。

調査の購入者の名称及び資格。

被調査者数。

調査を行った年月日。

第三条 第一条に定めるすべての調査の出版又は放送に際し、それを実施した機関は、特に次の事項を明確にした調査概要を、この法律の第五条の適用により設置される世論調査委員会に提出しなければならない。

調査の目的。

被調査者が選定された方法、抽出標本の選定及び構成。

質問調査が行われた条件。

質問票の全文。

質問ごとに回答しなかった者の比率。

公表された結果の解釈の限界。

必要な場合には、公表される間接的な性格を持つ結果を導くために用いられた方法。

世論調査委員会は、第一条に定める世論調査の出版又は放送を行った者に、それに伴い提出した調査概要に記載されている情報又は、そのうちの一定のものの公表を命ずることができ

第四条 第一条に定める世論調査を実施した機関は、世論調査を出版又は放送した根拠となった資料を、この法律の第五条の適用により設立される世論調査委員会に自由に使用させるものとする。

第三章 世論調査委員会について

第五条 選挙予測の分野において第一条に規定する出版され又は放送される世論調査の客観性及び質を確保するための規制を検討し、及び提案することを任務とする世論調査委員会を設置する。

委員会の提案は、施行するためには、コンセイユ・デタの議を経たデクレによらなければならない。

委員会は、また、世論調査の販売契約のなかに義務的に挿入されなければならない条項、特に、第二回投票に関するすべて

の世論調査の第一回投票に先立つ公表を禁止することを目的として有する条項を定める権限を有する。

委員会は、出版又は放送する予定の世論調査を実施する個人又は機関が、形態又は理由のいかんを問わず、共同行為、協定、明示若しくは暗黙の了解又は共謀によって、他の個人又は機関による同様の活動を妨害又は制限することを目的とする、又はかかる効果をもちうる行為を行わないことを確保する。

第六条 世論調査委員会は、コンセイユ・デタ、破毀院及び会計検査院の各構成員から同数かつ奇数で、閣議によるデクレによって選任される委員により構成される。

第七条 何人も、あらかじめ世論調査委員会に提出した宣誓書により、この法律の規定及び第五条の適用により定められる規則に従う旨の宣誓をしてからでなければ、第一条の定める世論調査を実施することができない。

何人も、前項に定める宣誓書にあらかじめ署名することなしに実施した世論調査の結果を、出版又は放送することができない。

第八条 世論調査委員会は、第一条に定める世論調査の実施及びその販売が法律及び適用可能な規則に適合して行われたこ

とを確認するすべての権限を有する。

第九条 この法律の規定及び適用可能な規則に違反して、第一条に定める世論調査を出版若しくは放送した報道機関、又はこの法律の規定若しくは販売契約の義務的条件に違反して、若しくは得られた結果の範囲を改ざんして、世論調査の出版を行った者は、世論調査委員会によって要求された修正書を遅滞なく公表しなければならない。

委員会は、いつでも、国有ラジオ及びテレビ放送局を通じて、これらの修正を番組にし、かつ放送させることができる。その放送は、委員会からの放送として告げられる。

第一〇条 世論調査委員会の決定は、通告され、及び出版される。これらの決定は、特に、報道機関に伝えられる。これらの決定については、コンセイユ・デタに訴えを提起することができる。

第四章 選挙期間に適用される特別規定

第一条 第一条に定めるすべての世論調査の出版、放送及び解説は、方法のいかんを問わず、各投票の前一週間及び投票日当日において、禁止される。

ただし、国民議会、元老院、県会及び市町村会の改選期の間

に執行される国民議会、元老院、県会及び市町村会の部分選挙については、当該禁止は、その部分選挙の投票に直接又は間接に関係する世論調査にのみ適用する。

禁止は、各投票の結果の速報を目的とする作業及び本国における最後の投票所の閉鎖後結果の宣告までの間に実施される作業については、適用しない。

第五章 雑 則

第二二条 次の者は、選挙法典L第九〇条の一により、処罰される。

第二条に規定する一又は二以上の表示を伴わずに、第一条に定める世論調査を出版又は放送した者。

虚偽の内容の表示を伴って、第一条に定める世論調査を出版又は放送せしめた者。

第三条に規定する義務を満たさなかった者。

第五条の適用により世論調査委員会が作成した規則及び条項を遵守せずに、第一条に定める世論調査を出版若しくは放送し、又は出版若しくは放送せしめた者。

第一条に定める世論調査を実施するにあたって、第五条第四項の規定に違反した行為を行った者。

第七条及び第一条に違反した者。

第九条の適用により世論調査委員会が要求した修正書の出版を拒否した者。

裁判所の決定は、この法律の規定に違反して出版又は放送した世論調査についてなされた同一の方法で、出版又は放送される。

第二三条 この法律の適用の条件は、必要に応じて、コンッセイユ・デタの議を経たデクレで定める。

(1) 法律の正文は、Recueil Dalloz et Sirey, *Legislation*, 1977, p. 330—331, p. 428 を参照。

(2) 規制の概要

(i) 適用の範囲

この法律は、選挙に関する世論調査および世論調査に基づく投票予測の「出版」(publication)と「放送」(diffusion)を規制の対象とするものである(法律第一条)。国民投票、国政レベルの選挙(大統領選挙、上・下両院議員選挙)、地方レベルの選挙(県議員選挙、市町村会議員選挙)、欧州共同体議会代表選挙という

料 ように、投票権が行使されるすべての選挙が対象となっている。

選挙と世論調査との関係は、「直接又は間接に関係する」と規定されて、「直接」のみならず、「間接」も含まれるため解釈上の問題が生ずる。

(d) 世論調査の実施および公表に関する義務

世論調査の出版または放送による公表に関して、三つの義務が課されている。第一に、出版または放送による公表を予定する世論調査を実施する前に、世論調査機関は、世論調査委員会に対して、法規に従う旨の誓約書を提出しなければならないことである（法律第七条）。第二に、世論調査の公表に際し、公表の責任者は、調査機関の責任の下で作成された、調査実施機関名、調査の購入者名およびその資格、被調査者数、調査年月日を表示しなければならないことである（法律第二条）。第三に、調査実施機関は、調査目的、被調査者の選定方法、抽出標本の選定および構成、質問調査が行われた条件、質問票の全文、無回答者の比率、公表された結果の解釈の限界等を明確にした調査概要を世論調査委員会に提出しなければならない。世論調査委員会は、これらの調査概要の情報の公表を命ずることができることである（法律第三

条）。さらに、世論調査委員会は、調査に利用した資料を自由に使用できるのである（法律第四条）。

(e) 世論調査委員会の設置

世論調査委員会の構成および任務は、法律で定めるほか、一九七八年一月二五日のデクレ七八一七九号⁽¹⁾によって具体化されている。

まず、委員会の構成は、九名の委員からなり、三名は、コンセイユ・デタの構成員で、そのうち少くとも一名はコンセイユ・デタ部長評定官または評定官で、委員長になり、三名は、破毀院からで、そのうち少くとも一名は部長裁判官または裁判官であり、三名は会計検査院からで、そのうち少くとも一名は部長検査官または検査官であり、任期は三年で、それぞれ、コンセイユ・デタの副長官、破毀院院長、会計検査院院長の提案により、閣議によって任命される（法律第六条、デクレ第一条）。委員は身分保障を有し、委員会によって確認された障害事由のある場合以外解任されない（デクレ第二条）。委員会は、司法ないし行政裁判官または世論調査ないし報道に特に学識を有する者を報告者（rapporteur）として選任できる。委員および報告者は、世論調査機関ま

たは報道機関の職務、これら機関の資本の一〇パーセント以上の保持者の地位との兼職を禁止されている（デクレ第四条）。さらに、直近の五年間に世論調査機関から報酬を受けたことのある者は、委員または報告者になることができない（デクレ第五条）。

(二) 職務規約の作成

委員会は、まず、「世論調査の客観性及び質を確保するための規則」を検討し、提案する任務を有し、この規則はコンセイユ・デタの議を経たデクレによって定められなければならないのである（法律第五条第一項・第二項）。さらに、この規則が作成された場合、委員会は其の遵守を監督する任務も有するのである（法律第七条、第八条）。

つぎに、委員会は、公表を予定された世論調査の「販売契約のなかに義務的に挿入されなければならない条項」を定める権限を有する（法律第五条第三項）。さらに、委員会は、調査機関の自由競争を確保するために、共同行為や協定などによって世論調査の実施を妨害することのないように監督する任務を有する（法律第五条第四項）。

(三) 世論調査委員会のコントロール

世論調査委員会は、世論調査の実施および販売が、法律および規則に適合して行われているか否かを確認する権限を有し（法律第八条）、違反者に対して修正書を公表させる権限を有する（法律第九条）。違反者に対して修正書の公表を義務づけることが、法律および規則違反に対する重要な制裁手段になっているのである。

(四) 選挙期間中における世論調査の公表の禁止

第一回および第二回投票前一週間および投票日当日において、選挙に関係する世論調査の出版、放送および解説は、方法のいかんを問わず禁止される（法律第一条）。

(五) 罰則

この法律の一定の条項の違反者に対しては最終的には、選挙法典し第九〇条の一により罰金刑が科される（法律第十二条）。

(1) デタンの正文は、Recueil Dalloz et Sirey, Legislation, 1978, p. 117-118 を参照。

三一 一九七七年七月一九日法の運用

(1) 一九七八年の国民議會議員選挙に関する事例

一九七八年三月の国民議會議員選挙に関して、世論調査委員会は、オーロドールセーム (Hauts-de-Seine)、『ヴォージュ』(Yosges)、パリおよびヴァルドールマルヌ (Val-de-Marne) の候補者からの四つの申立を受けた。⁽¹⁾ 最初の二つの事件は、修正書の問題に至ることなく解決された。パリの事件は、パリ第二選挙区で、与党共和党 (Parti republicain) のガンティエ (Gantier) 氏が、同党のライバル候補者グリオテレイ (Grioteray) 氏の選挙機関紙に掲載された世論調査に異議申立したものであるが、世論調査委員会の初めての決定は、争われた世論調査は、「国民議會議員選挙と直接関連を有する」ものであり、調査が行われた条件を明確にする調査概要をあらかじめ委員会に提出していなかったため、一九七七年七月一九日法第三条の規定に違反するものと判断した。⁽²⁾ ヴァルドールマルヌの事件では、ビラの内容になつていた主張が問題になつたが、修正書は、FIRによって放送され、そして異議申立をした候補者によって再録され、利用されたのである。⁽³⁾

(1) P. Avril, Le droit des sondages, op. cit., p. 693.

(2) Le Monde, 2 mars 1978.

(3) P. Avril, op. cit., p. 693.

(2) 一九八一年五月の大統領選挙に関する事例

(1) ル・モンド事件

一九八一年五月の大統領選挙を控えて、社会党ではミッテラン (Mitterrand) とロカール (Rocard) が有力候補者として早くから話題になつてゐた。一九七八年二月一日付の『ル・モンド』紙は、「一九八一年のために誰が社会党の最良の候補者か」という表題と、「世論の一研究」という副題をつけた、国立政治学研究所の研究員ローラン・ケロール (Roland Cayrol) と S O F R E S 社政治研究部長ジエロム・ジャンベ (Jerome Jaffré) 共同執筆の論文を掲載した。この論文は、「二十人の有権者に対して S O F R E S 社によって一〇月一十一月に実施された二回の全国的質問調査」に基づいたものという表示がなされ、「世論全体におけるミッテランおよびロカール両氏のそれぞれの地位」と題する表一、「ミッテランおよびロカール両氏の間における社会党共鳴者

の分布」と題する表二、「社会党のミッテラン共鳴者およびロカール共鳴者の政治観」と題する表三の三つの世論調査結果の表を載せて、社会党共鳴者のミッテラン支持層とロカール支持層を分析するものである。そして、この論文は、同日付の『ル・マタン』紙にも再録された。

この論文の掲載に対して、ミッテランに近い社会党のエルニュ(Hennu)議員が、一二月四日に世論調査委員会に、一九七七年七月一九日法違反として付託した。⁽¹⁾エルニュは、この論文は、ロカールが四〇パーセント、ミッテランが二七パーセントという支持率を明らかにして、その結果は、部分的でないし全体としてテレビ、ラジオ、新聞、雑誌で報道されたもので、一九七七年法違反を具体的には、調査の購入者の名前と資格、調査を行った年月日の表示を欠く点において第二条に違反すること、質問票の全文と公表された結果の解釈の限界を委員会に知らせていないとすれば第三条に違反することを申し立てた。

一二月六日付の『ル・モンド』紙には、ケロルとジャフレの反論が発表され、そのなかで、執筆者は、今回の論文は世論調査の公表ではなく、調査のデータの分析に基づく研究であり、今回の世論調査は、SOFRES社が定期的の実施する政治調査の枠内

で行われたもので、一九七七年法の適用がないものと考えたと反論した。

世論調査委員会は、一二月一五日付のコミニケを発表し、関係者とともに検討を深めた後、委員会は、「法律によって規定された手続に関する一定の規則が遵守されなかった。」という結論に達したことを明らかにした。⁽²⁾その理由として、「委員会は、未だ公表されていない質問調査の数字化した結果を再生したこの論文が、法律の意味における世論調査の出版を構成すると判断すること、調査の年月日については、係争の論文では一〇月一一月に実施されたとなっているが、委員会によって収集された情報では、一〇月二日から九日、一〇月二七日から一二月二日に行われたことを認定したこと、調査の購入者の名称と資格が表示されていない点については、「世論調査は、SOFRES社のインシャティブで、通常行われる全国調査の枠内で、他の政治問題を含む内容で実施されたものであり、『ル・モンド』紙は、たんにケロル氏と、ジャフレ氏にその論文に対し報酬を払っただけであり、『ル・マタン紙』は、公表された情報の基本的部分を再録したにすぎないので、したがって、本件世論調査は、購入者を有していないものと解する」と判断したこと、第三条に規定された

料 調査概要は、論文公表後に委員会の要求により提出されたものであること、さらには、本件質問調査は職業の慣習に合致して行われたことなどを明らかにしている。

結局、ル・モンド事件について、世論調査委員会は、あらかじめ調査概要を委員会に提出する手続違反を特に問題にしたのである。委員会のコミュニケーションは、一九七八年二月二〇日付の『ル・モンド』紙および『ル・マタン』紙に全文が掲載されたのである。

(四) 選挙直前の事例

一九八〇年一月から一九八一年二月にかけては、二月一七日付『カナール・アンシェイネ』紙に関する修正書、二月一四日付の『ジュルナル・デュ・ディマンシュ』紙を間接的に対象とする一月二二日のコミュニケーション、『ル・ポアン』誌二月三日号に発表された世論調査に関する二月五日の措置、『パリーマツチ』誌に関する二月九日の措置として、世論調査委員会は世論調査の規制に介入した。⁽³⁾

一九八一年四月以降、世論調査委員会は司法省に告訴を二つ提起した。⁽⁴⁾ 一つは、『コティディアン・ド・パリ』紙に対してで、

一九七七年七月一九日法で出版が禁止されている時期に、「世論調査の結果として出された情報」を公表したためである。もう一つは、世論調査機関であるPublic S.A. に対してである。Public

S.A. が実施して、『パリーマツチ』誌に発表した世論調査は、二月発表の一二回目のもので、二月発表の一四回目が、すでに委員会によって異議の判断が下されていたところ、一六回目のものに対して、シラク (Chirac) 候補の選対事務局長の申立により、委員会は調査作業の方法に関して過去に行った異議を再確認して、Public S.A. を告訴したのである。⁽⁵⁾ さらに、世論調査委員会は、四月一四日に Indice-Opinion 社の調査および『パリーマツチ』誌発表の Public S.A. の調査に対し、第二回投票について、前者が、ミッテラン五二・五パーセント、ジスカル・デスタン四七・五パーセントとし、後者が、ミッテラン四八パーセント、ジスカル・デスタン五二パーセントとしたのに対し、この矛盾は調査に問題があることから生じ、二つの調査の「信頼度」に対して重大な留保⁽⁶⁾ を表明した。ついで、世論調査委員会は、四月一六日に、ジスカル・デスタンとミッテランが第一回投票で同じになり、ミッテランとシラクの場合はシラクは第一回投票で一九・五パーセントと二一パーセントの間になるという内容をも

った、三月二八日の『コティディアン・ド・パリ』紙に発表された Indice-Opinion 社の調査の不規則性を指摘した。⁽⁷⁾

- (1) Le Monde, 6 décembre 1978.
- (2) Le Monde, 20 décembre 1978.
- (3) Pierre Avril et Jean Gicquel, Chronique constitutionnelle française, Pouvoirs, n° 17, 1981, p. 216.
- (4) P. Avril et J. Gicquel, op. cit., Pouvoirs, n° 18, 1981, p. 195.
- (5) Le Monde, 2 avril 1981.
- (6) Le Monde, 16 avril 1981.
- (7) Le Monde, 18 avril, 1981.

(3) 世論調査の実態をめぐる論議

(1) 一九七八年三月の国民議会議員選挙
一九七八年三月一二日の国民議会議員選挙の第一回投票では、ほとんどすべての世論調査機関は左翼五二―五三パーセントの優勢を伝えていたが、実際の結果は、内務省発表によれば左の得票率四八・五パーセント、右の得票率四六・四パーセント(『ル・モンド』紙の計算では左四九・六パーセント、右四七・四パーセ

ント)で、左翼は伸びなやみ、わずかのリードしか奪うことができなかった。⁽¹⁾三月一五日付の『ル・モンド』紙では、ヴィアンソン・ポンテ(Vianson-Ponté)が「世論調査の新たな失敗」という表題の下で世論調査の失敗を指摘した。三月二六日の第二回投票で結局左翼は敗北した。三月二八日付の『ル・モンド』紙では、代表的な世論調査機関の責任者の見解を掲載するとともに、ヴィアンソン・ポンテは、「投票前一週間の世論調査の公表の禁止が事態を悪化させたのであり、公表禁止の無用さが証明されたように思われる」ことを指摘して、投票一週間前の世論調査の公表禁止に消極的な評価を与えている。

(b) 一九八一年五月の大統領選挙

社会党のミッテランが当選した一九八一年五月の大統領選挙の第一回投票では、一〇名の候補者が立候補し、そのうち有力候補者の得票率は、左では、社会党のミッテラン二五・八四パーセント、共産党のマルシェ(Marchais)一五・三四パーセント、右では、ジスカール・デスタン二八・三一パーセント、シラク一七・九九パーセントであった。第一回投票の結果については、社会党の躍進と共産党の後退が予測されなかった点において、世論調査

とのずれが生じたのである。この点については、世論調査の生の結果に対して、共産党支持者の一部が共産党への投票を隠し、社会党への投票の意志を表明する傾向があるところから、共産党を高くし社会党を低くするよう補正を加えた結果を世論調査の結果として公表したことがあることが指摘されている。⁽²⁾

(1) 藤村 信「悲しきフランス左翼」世界一九七八年八月号 八一頁。

(2) Kahleen Evin, *Le syndrome de Saint-Guillaume*, *Le Nouvelle Observateur*, 5 mai 1981, p. 26.

(4) 学説の評価

(i) デュヴェルジエの見解

一九七七年七月一九日法が国民議会に上程されている時期に、パリ第一大学のデュヴェルジエ教授は、六月一七日付の『ル・モンド』紙に、「鏡への権利、世論調査に関して」と題する論文を⁽¹⁾発表して、選挙戦中の世論調査の公表を制限することに反対する論陣を張った。この論文のなかで、デュヴェルジエ教授は、「政府は選挙戦中の世論調査の公表を制限することにかなる利益も

もっていない。これに反して、市民は政府が世論調査の公表を制限しないことに最も大きな利益をもっている。というのは、市民は、競争のすべての局面、特に集団の意見 (opinion collective) の傾向とその進展についての情報を得る権利を有しているからである。……自分自身に意識的な世論は、その鏡が映す姿に反作用することができる。世論に鏡を拒否することは、その決定の自律性を制限することである。……世論調査を行い、それを公表し、そして、それに解説を加える自由は、報道の自由 (liberté d'information) の必要不可欠な部分をなしており、それは多元的民主主義の基礎の一つである」として、報道の自由と民主主義の観点から世論調査の公表の自由を正当化し、最後に、「もし政府がその多数派によって世論調査の使用を制限する法律を可決させたならば、六〇名の国民議会議員または六〇名の元老院議員が存在することが期待でき(憲法院に提訴するため)、憲法院は、結社の自由の擁護において示したのと同様の厳格さを報道の自由の擁護においても表明することが期待できる」ことを明らかにした。この最後の部分は、前述のように、国民議会本会議の一般討議で、社会党のリーンハルト議員によって引用されたのである。

(ロ) カダールの見解

パリ第二大学のカダール教授は、大著『政治制度および憲法』⁽²⁾ 第二版で、一九七七年七月一九日法を取り上げ、選挙に関する世論調査の質と客観性を確保するための規制の必要性を認めつつ、選挙運動期間中の世論調査の禁止に対して厳しい批判を加えている。カダール教授は、この法律の第一条で規定された投票日一週間前における世論調査の公表の禁止は、「国民議会でクロード・イユス・ブチ氏が批判したように非常に問題のある決定」であり、「表現および報道の自由に対する重大かつ奇妙な侵害を構成する」ものであり、さらに、「あらゆる世論調査の解説の禁止は、選挙における候補者の表現の自由、したがって、選挙の自由の侵害である」ことから、「余りにも迅速に可決されたこの法文が見直しをうけ、これらの禁止が廃止されることを期待する」として、表現および報道の自由と選挙の自由の観点から反対している。そして、世論調査の客観性の確保については、「党派性のある世論調査機関が選挙の流れを変えるために設立されうることには確かである」ことを認めて、一九七七年法の禁止を廃止する代りに、「世論調査機関の活動の客観性に根拠を置いた、選挙期間中の世論調査機関の許可制」を提案している。

(ハ) ジッケルの見解

パリ大学のジッケル教授は、アンドレ・オーリューとの共著『憲法および政治制度』⁽³⁾の補訂版のなかで、一九七七年七月一九日法の概要を紹介してから、法律第一条の選挙期間中の世論調査の公表の禁止について、「一九七八年三月の先例に照らして、採用された措置の実際上の有効性を疑うこと、そしてそのうえその措置を告発することは容易である。例えば、秘密にしておくつもりなら、将来選挙期間中何時でも調査を実施することが可能である。たとえ市民の情報自由を濫用から保護するという意図が正当であるとしても、想定された救済策は多くの面で不十分のように思われる」ことを指摘して、法律が不十分のものであるという評価を与えている。

(ニ) アヴリルの見解

パリ第一〇ナンテール大学のアヴリル教授は、一九七七年七月一九日法を対象にした「世論調査の権利」と題する論文のなかの最後の部分に、「疑いのある措置―検閲」という見出しをつけて、「選挙の結果に対して世論調査の公表が影響を与えるとしても、そのことは議論のあるところであるが、市民がずっと執よう

料
な政治宣伝の圧力に曝されていることは当然であると考えられて
いるのであるから、市民は、このような影響から保護されなけれ
ばならない程弱いものでないと考えることができよう」とし、さ
らに、世論調査の弊害については、「より大きな正確性およびよ
り高い信頼度が唯一の救済策」であることを指摘してから、規制
の問題点を指摘してゐる。⁽⁴⁾

(1) Maurice Duverger, Le droit au miroir, à propos des sondages, Le Monde, 17 juin 1977.

(2) Jacques Cadart, Institutions politiques et droit constitutionnel, t. II, 2^e édition, L. G. D. J., 1980, p. 875 et 876.

(3) André Hauriou et Jean Gicquel, Droit constitutionnel et institutions politiques, 7^e édition, Montchrestien, 1980, p. 930—931.

(4) P. Avril, Le droit des sondages, op. cit., p. 697—699.

おわりに

まず、一九七七年七月一九日法の立法過程の特色をまとめると
次のようになる。

(1) 新聞社や放送局による選挙に関する世論調査の結果の公表

が選挙に与える影響に対する世論の批判、さらに法律による規制
の必要性を示唆する全国選挙運動規制委員会および憲法院の勧告
を受けて、議員提出法案として法律案が提出されたものである。

議員から提出された法律案は合計五つになるが、最終的に可決さ
れた法律案の基礎になったゲルムール案は、与党の議員検討グル
ープが一年近くかかって、世論調査の実施者、新聞社や放送局の
責任者、政治社会学の専門家の意見の聴取、さらに、各党の議
員団長との意見交換をふまえた結果として提出されたものであ
った。したがって、議員提出法案としても十分内容上の質が確保さ
れたものであった。

(2) 法律が制定されるまでの期間は、最初に元老院に法律案が
提出された一九七二年一月から最終的に可決された一九七七年
七月まで、四年以上もかかっている。しかし、一九七二年一二月
に元老院で可決されてから、一九七七年三月から五月にかけて国
民議会議員が四つの法律案を提出するまで、元老院から送付され
た法律案はそのまま放っておかれており、一九七七年七月におけ
る国民議会と元老院本会議での審議期間は、七月二八日に国民議
会で修正案を可決し、同月三〇日に元老院第二回審議で再修正を
し、同日に国民議会が元老院から送付された法律案を第二回審議

で可決するという、きわめて短期間のものであった。一九七二年一二月に元老院で可決された法律案と、一九七七年六月二十八日に国民議会で修正された法律案との間には、前者が選挙期間中の世論調査の公表の禁止のみを内容とし、後者は世論調査委員会による世論調査の規制のみを内容とするというように、内容上大きな相異があったのにもかかわらず、その点についての審議が十分なされなかったという批判は成り立つのである。

(3) 政党間の見解の対立については、一九七二年の元老院では全員一致で法律案が成立したが、一九七七年七月の両院の審議では、社会党Ⅱ急進党左派および共産党、それに中道派の一部が反対した。与党および政府による賛成論と、野党による反対論において、憲法論が論争点の中心になった。前者は、世論調査の結果の公表が「世論形成の付和雷同的性格 (Caractère grégaire) を増大させ」という弊害を持っているという認識から、「民主主義の本質は、各市民によって自由でかつ意識的に論争された個人的選択の集団的結果であるべき」という観点に立って（一九七二年元老院立法委員会報告）、憲法上の権利として投票の自由を主張した。これに対して後者は、世論調査の公表の禁止が、「報道の自由」（国民議会における社会党のリー・ナルトの発言）、「表現

の自由および報道を受ける権利」（国民議会における共産党のヴイラの発言）を侵害するものと主張したのである。社会党のリー・ナルトからは法律案が可決された場合に、憲法院に報道の自由違反によって提訴する旨の発言があったが、憲法院には提訴されなかった。

このような左翼側の違憲論に影響を与えたのが、『ル・モンド』紙に論陣を張る高名な憲法・政治学者であるデュヴェルジエの論文である。「世論調査を行い、それを公表し、そして、それに解説を加える自由は、報道の自由の必要不可欠な部分をなしており、それは多元的民主主義の基礎の一つである」というのが、デュヴェルジエの見解であった。

一九七七年七月一九日法が適用されるようになってから、まだ短い期間しか経っていないので、その運用実態について評価を下す段階には至っていない。しかし一般的にいえることは、選挙に関する世論調査の質を確保するために、独立性を有する行政機関である世論調査委員会が世論調査の実施と販売を規制することについては異論のないところであるが、選挙運動期間中に世論調査の公表を禁止する点については、ジャーナリストからほとんどとり、学説からも疑問の出されているところである。

La réglementation des sondages électoraux en France

—la loi du 19 juillet 1977 relative à la publication et à
la diffusion de certain sondages d'opinion—

Mutsuo NAKAMURA*

La loi du 19 juillet 1977 organise le contrôle sur les sondages électoraux par la commission des sondages et elle interdit toute la publication des sondages d'opinion durant la semaine qui précède tout scrutin. Cet article traite d'abord de son élaboration en analysant la préparation des propositions de lois et les débats parlementaires. Il traite ensuite de l'application de cette loi en citant plusieurs cas sur les élections législatives de 1978 et l'élection présidentielle de 1981.

*Professeur à la Faculté de Droit de l'Université de Hokkaido